



4. 常勤弁護士に関する業務

4-1 業務の概要

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

(2) 司法過疎対策業務

司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

そこで、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させるとともに、司法過疎地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させている。

4-2 常勤弁護士の配置

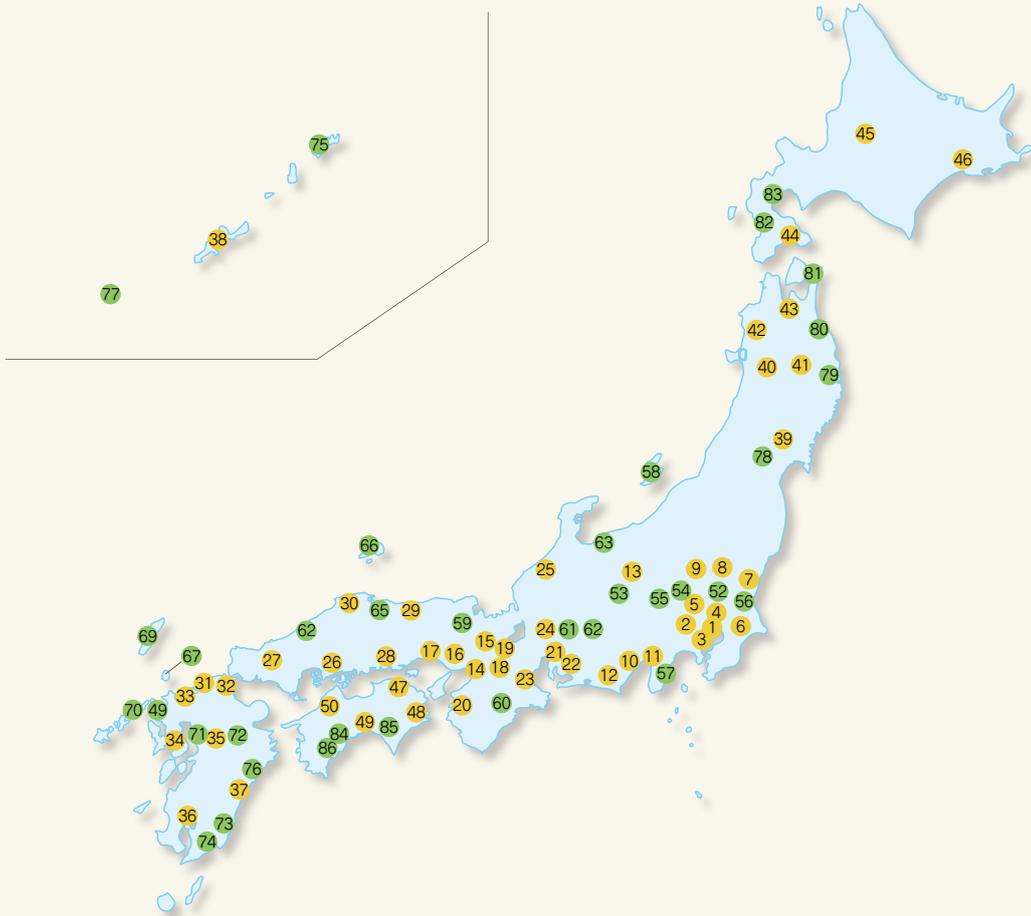
(1) 配置

常勤弁護士は、平成25年3月31日現在、合計233名となり、資料4-1のとおり、合計86か所の事務所（全国50か所の地方事務所・支部、36か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1

常勤弁護士配置先一覧（平成25年3月31日現在）

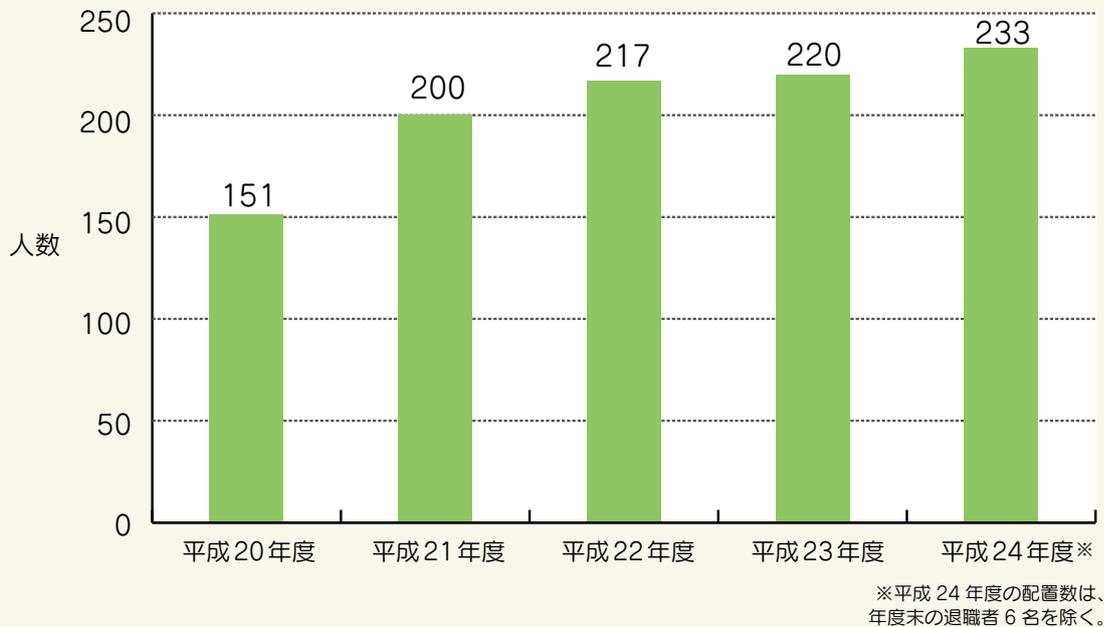


地方事務所（43か所）・支部（7か所）	
1	東京地方事務所
2	東京地方事務所多摩支部
3	神奈川地方事務所
4	埼玉地方事務所
5	埼玉地方事務所川越支部
6	千葉地方事務所
7	茨城地方事務所
8	栃木地方事務所
9	群馬地方事務所
10	静岡地方事務所
11	静岡地方事務所沼津支部
12	静岡地方事務所浜松支部
13	長野地方事務所
14	大阪地方事務所
15	京都地方事務所
16	兵庫地方事務所
17	兵庫地方事務所阪神支部
18	奈良地方事務所
19	滋賀地方事務所
20	和歌山地方事務所
21	愛知地方事務所
22	愛知地方事務所三河支部
23	三重地方事務所
24	岐阜地方事務所
25	福井地方事務所
26	広島地方事務所
27	山口地方事務所
28	岡山地方事務所
29	鳥取地方事務所
30	島根地方事務所
31	福岡地方事務所
32	福岡地方事務所北九州支部
33	佐賀地方事務所
34	長崎地方事務所
35	熊本地方事務所
36	鹿児島地方事務所
37	宮崎地方事務所
38	沖縄地方事務所
39	福島地方事務所
40	山形地方事務所
41	岩手地方事務所
42	秋田地方事務所
43	青森地方事務所
44	函館地方事務所
45	旭川地方事務所
46	釧路地方事務所
47	香川地方事務所
48	徳島地方事務所
49	高知地方事務所
50	愛媛地方事務所

地域事務所（36か所）	
51	熊谷地域事務所
52	下妻地域事務所
53	松本地域事務所
54	佐世保地域事務所
55	秩父地域事務所
56	牛久地域事務所
57	下田地域事務所
58	佐渡地域事務所
59	福知山地域事務所
60	南和地域事務所
61	可児地域事務所
62	中津川地域事務所
63	魚津地域事務所
64	倉吉地域事務所
65	浜田地域事務所
66	西郷地域事務所
67	吉岐地域事務所
68	五島地域事務所
69	対馬地域事務所
70	平戸地域事務所
71	雲仙地域事務所
72	高森地域事務所
73	鹿屋地域事務所
74	指宿地域事務所
75	奄美地域事務所
76	延岡地域事務所
77	宮古島地域事務所
78	会津若松地域事務所
79	宮古地域事務所
80	八戸地域事務所
81	むつ地域事務所
82	江差地域事務所
83	八雲地域事務所
84	須崎地域事務所
85	安芸地域事務所
86	中村地域事務所

増員配置
 新たな配置

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成すべく、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施するものである。

この制度の導入により、平成19年度は39名、平成20年度は50名、平成21年度は52名、平成22年度は34名、平成23年度は31名、平成24年度49名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(3) 法テラス法律事務所への配置

この制度による養成を終了した者及び採用時に養成の必要がない者については、各地の法テラス法律事務所に配置されることとなる。

法テラス法律事務所に配置された常勤弁護士は、平成25年3月31日現在、合計183名となり、合計81か所の事務所（全国45か所の地方事務所・支部、36か所の地域事務所）に配置されている。各地の法テラス法律事務所には、それぞれ1ないし8名の常勤弁護士が常駐している。

4-3 常勤弁護士の確保業務

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施している。平成24年度には、合計11回にわたり、延べ1,000名以上の対象者に対して説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すなどし、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行うとともに、同連合会が開設し運用している就職採用フェイスブックにも就職情報を掲載している。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行ったり、司法研修所選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどしたりしたほか、平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込を広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入も実施しており、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

加えて、法テラスのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して個別の説明も行っている。

4-4 司法過疎対策業務

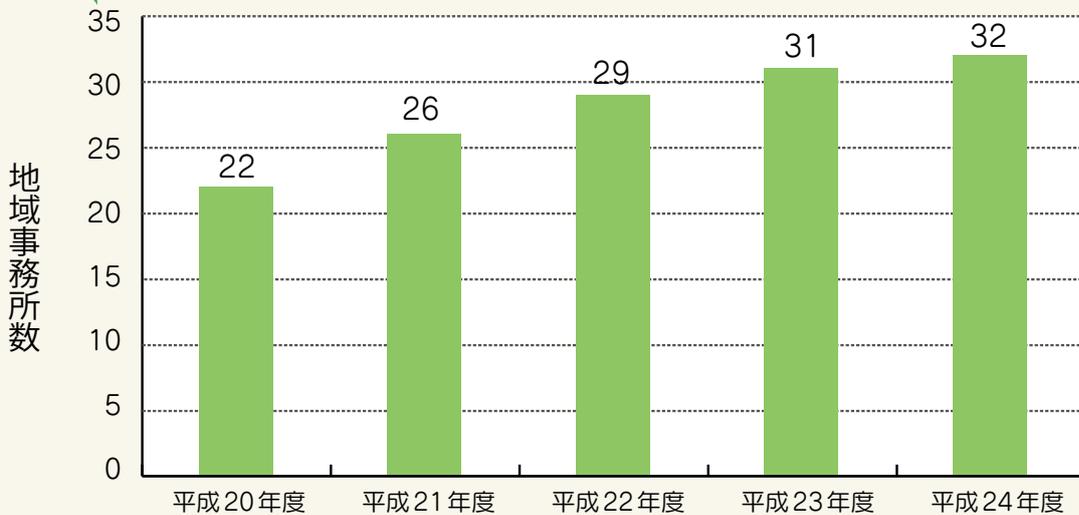
(1) 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、①地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいらないか1名しかおらず、②当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、③地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、④当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、⑤当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置している。

法テラスは、平成24年6月に北海道八雲町に常勤弁護士を配置した司法過疎地域事務所を設置しており、これを含めて司法過疎地域事務所数は32か所となった（資料4-1番号55から86）。司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに responding している。

4-5 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

また、裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修も実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する受講者参加型研修である。また、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち適切な弁護方針を立てることができるようにすることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施した。

さらに、常勤弁護士の業務は、取り扱う業務が総合法律支援法の定める範囲内に限定されていること、法テラス独自の報告作業や会計処理を行う必要があること、関係機関との連携により紛争の総合的解決を図ることができる立場にいることなど、一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であるため、ゼミ形式の研修を実施することにより、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図っている。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を習得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施することとした。

常勤弁護士の増加により、法テラス本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。

なお、支援センター及び常勤弁護士が、今後の重点課題と認識している自治体や福祉機関に潜在的法的需要を把握し連携の促進を図るため、常勤弁護士を職員として地方自治体（伊豆市）や社会福祉法人（長崎県・社会福祉法人南高愛隣会、滋賀県・社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団）に派遣し外部研修を受けさせている。

平成24年度に常勤弁護士又は内定者（法曹経験者）に対して実施した法テラス本部主催の実務研修は、資料4-4のとおりである。

資料 4-4 常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

1 法曹経験のある常勤弁護士対象

(1) 内定者業務研修

<実施日：平成24年10月18日>

講	義	総合法律支援法の概要
講	義	国選弁護・付添業務について
講	義	民事法律扶助業務について
講	義	受託業務概要
講	義	会計事務について
講	義	情報提供業務について

(2) 業務研修等

<実施日：平成24年4月19日～20日>

参加型研修	公判準備研修	
講	義	司法ソーシャルワークについて

<実施日：平成24年8月9日～10日>

参加型研修	法廷弁護技術研修	
講	義	裁判員裁判における法廷弁護活動

<実施日：平成24年9月13日>

事例研究	責任能力を争う事件の注意点
事例研究	直接主義の実質化
事例研究	行為責任を基礎とした量刑
事例研究	共犯事件における行為責任
事例研究	不定期刑についての量刑意見
事例研究	共犯事件における弁論の分離・併合

<実施日：平成24年11月8日～9日>

参加型研修	民事実務演習（労働）	
講	義	原発ADRについて
講	義	行政ADRを活用した紛争解決について（公害紛争処理制度の活用）
講	義	民事介入暴力
講	義	成年後見

<実施日：平成24年12月10日～11日>

講	義	面接技法（1）・（2）
講	義	精神医科学
講	義	事例検討会
参加型研修		法律相談ロールプレイ
参加型研修		フィードバック・グループディスカッション
参加型研修		全体ディスカッション

2 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士対象

(1) 新任業務研修

<実施日：平成25年1月17日～18日>

講	義	民事法律扶助の概説
講	義	犯罪被害者支援について
講	義	常勤弁護士の職務について
講	義	常勤弁護士として勤務するということ
講	義	各種手続について（1）（2）
講	義	国選弁護・付添業務概説
講	義	受託業務の概要
講	義	総合法律支援法の概説
講	義	会計事務について
講	義	情報提供業務について
講	義	法テラスにおける接遇のあり方

(2) 定期基礎研修

ア 新64期常勤弁護士対象 定期基礎研修

<実施日：平成24年7月19～20日>

参加型研修		実務研修（民事編）
参加型研修		実務研修（刑事編）
参加型研修		パネルディスカッション
参加型研修		グループディスカッション
講	義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究		事例相談

イ 新第65期常勤弁護士対象 定期基礎研修

<実施日：平成25年2月14日～15日>

参加型研修		民事実務演習（1）
参加型研修		刑事実務演習（1）
講	義	弁護士倫理
参加型研修		グループディスカッション
参加型研修		民事実務演習（2）
参加型研修		刑事実務演習（2）
講	義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究		事例相談

(3) 赴任前業務研修

<実施日：平成24年10月19日>

講	義	赴任後に使用する書式について
講	義	赴任後の業務関係について
講	義	法律事務所の会計について
講	義	情報セキュリティについて
講	義	地方事務所職員・法律事務所事務職員との関わり方について
講	義	スタッフの日常業務支援（養成事務所、赴任先事務所での業務遂行上の留意点と支援室でのサポート体制）
講	義	障がい者理解と関わり方

3 ブロック別研修

◎九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

<実施日：平成24年4月6日>

講	義	被害者支援と無罪事件の報告
参加型研修		高齢者・障害者の事例を題材とするバス・セッション

◎関東B（東京・千葉・静岡・長野）

<実施日：平成24年5月13日～14日>

経験交流ゼミ		参加者が扱った事件の報告及び検討
経験交流ゼミ		法テラス千葉法律事務所の弁護士が担当した刑事事件の報告及び検討
講	義	千葉県地域生活定着支援センターの担当者による、障害者及び高齢者の刑事弁護における同センターとの連携について
参加型研修		千葉県地域生活定着支援センター及び法テラス千葉法律事務所等の施設見学及びこれに付随する抗議等

◎関東A（埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟）

<実施日：平成24年5月25日>

講	義	被虐待児、保護者のいない児童の保護システム
参加型研修		被虐待児、保護者のいない児童の保護システムについてケース検討
経験交流ゼミ		スタッフ意見交換

◎中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成24年5月26日>

経験交流ゼミ		裁判員裁判事例事件
経験交流ゼミ		遺産分割事例報告
経験交流ゼミ		2度目の執行猶予が付いた事例
経験交流ゼミ		国家賠償事例報告
経験交流ゼミ		クレプトマニアの刑が軽減された事例
経験交流ゼミ		強盗殺人事件経過報告
経験交流ゼミ		意見交換

◎近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成24年6月1日>

講	義	労働事件のノウハウ
経験交流ゼミ		常勤弁護士が経験した事例についての報告及び意見交換
経験交流ゼミ		意見交換会

◎四国（香川・徳島・高知・愛媛）

<実施日：平成24年6月9日～10日>

経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	その他活動（連携等）に関する活動報告及び意見交換
講義	刑事精神鑑定の実験から

◎中国（広島・山口・鳥取・島根）

<実施日：平成24年7月25日>

講義	高齢者・障がい者の問題に関する講義と意見交換
講義	生活保護の問題に関する講義と意見交換

◎中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成24年8月4日>

経験交流ゼミ	労働事件を中心とした事例報告
経験交流ゼミ	外国人研修生技能実習生問題
経験交流ゼミ	労働審判
経験交流ゼミ	労働委員会のあっせん
経験交流ゼミ	関係諸機関との連携についての事例報告
経験交流ゼミ	関係諸機関との連携について
経験交流ゼミ	中部ブロック常勤弁護士間の経験交流

◎北海道・東北（北海道・福島・山形・岩手・秋田・青森）

<実施日：平成24年8月24日～25日>

講義	社会的包摂理念とパーソナルサポーターサービスの実際
経験交流ゼミ	活動報告及び質疑応答、スタッフ間の情報交換等

◎近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成24年8月27日>

経験交流ゼミ	報告及び意見交換
講義	高齢者・障害者事件実務について

◎九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

<実施日：平成24年10月19日>

講義	地域生活定着支援センター事業について
講義	福祉・介護サービスに関する知識と弁護士の役割

◎中国（広島・山口・鳥取・島根）

<実施日：平成24年11月2日>

参加型研修	倉吉病院の施設見学及び精神保健福祉士の講義、常勤弁護士の事例報告、意見交換
参加型研修	倉吉児童相談所の施設見学及び児童相談所職員との意見交換

◎中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成24年11月3日>

経験交流ゼミ	否認事件の弁護活動（主に反対尋問）～具体例の検証
経験交流ゼミ	外国人の家事事件
経験交流ゼミ	外国人（主に韓国籍・朝鮮籍）の家事手続き～離婚・相続放棄の実例を通じて
経験交流ゼミ	日本弁護士連合会委託法律援助を利用した生活保護廃止決定に対する審査請求
経験交流ゼミ	具体的事例から学ぶ反省点と今後の教訓～不貞慰謝料請求事件、刑事事件等を題材にして
経験交流ゼミ	全国経験交流会の報告等

◎四国（香川・徳島・高知・愛媛）

<実施日：平成24年11月3日～4日>

経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換（各スタッフ弁護士による活動報告及び意見交換）
経験交流ゼミ	その他の活動(連携等)に関する活動報告及び意見交換
講義	元家庭裁判所調査官から見た少年事件における付添人活動について
経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換（各スタッフ弁護士による活動報告及び意見交換）

◎関東A（埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟）

<実施日：平成24年11月16日>

講義	涉外家事
経験交流ゼミ	関東Aブロック常勤弁護士の経験交流

◎関東B（東京・千葉・静岡・長野）

<実施日：平成24年11月16日～17日>

講義	少年事件における弁護士に期待される役割について
参加型研修	法テラス静岡法律事務所見学
経験交流ゼミ	各地における関係機関及び弁護士会との連携の活動報告、意見交換等

◎近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成24年11月22日>

講義	生活保護のノウハウ
経験交流ゼミ	意見交換会

◎中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成25年2月2日>

経験交流ゼミ	可児貧困ビジネス訴訟について
経験交流ゼミ	生活困窮者に対する建物明渡請求について
経験交流ゼミ	刑事事件の示談対応について
経験交流ゼミ	社会復帰後の環境整備等について
経験交流ゼミ	被害弁償が困難な場合の対応について
経験交流ゼミ	否認事件(不起訴処分)について

◎近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成25年2月25日>

経験交流ゼミ	意見交換会
講義	障がい者の刑事事件について
経験交流ゼミ	意見交換会(常勤弁護士が経験した事例について報告及び意見交換)

◎関東A（埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟）

<実施日：平成24年3月1日>

講義	障害者支援を取り巻く現状と問題
経験交流ゼミ	事例報告・検討
経験交流ゼミ	スタッフ弁護士意見交換

◎中国（広島・山口・岡山・鳥取・島根）

<実施日：平成25年3月8日>

講義	行刑についての講義
参加型研修	島根あさひ社会復帰促進センターの施設見学
参加型研修	島根あさひ社会復帰促進センター職員との意見交換

◎九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

<実施日：平成25年3月22日>

講	義	裁判員裁判事件(無罪判決) について
講	義	家事事件手続法

◎北海道・東北（北海道・福島・山形・岩手・秋田・青森）

<実施日：平成25年3月22日～23日>

経験交流ゼミ	パーソナリティ障害対応研修の報告
経験交流ゼミ	「難しいパーソナリティの依頼者対応経験交流会」事例報告・質疑応答
経験交流ゼミ	活動報告会等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者であるベテラン弁護士を室長・研究員として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

これに加えて、平成23年6月からは常勤弁護士業務支援室を設置し、弁護士実務経験の豊富なベテラン弁護士や司法研修所の弁護士教官経験者、常勤弁護士のOB等を室長・専門員等として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室の全面的な協力を得て、常勤弁護士に対する研修の内容を見直し、より充実した研修の実施にも努めている。

(3) その他の環境整備

常勤弁護士が事件処理等を行うにあたり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスを行っている。